

「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」

改正検討会（第3回）議事概要

日 時：平成30年12月11日（火）14:00～15:40

場 所：国土交通省中央合同庁舎11階 特別会議室

【議事概要】

事務局から配布資料について説明が行われた後、委員の意見を伺った。また、オブザーバーからもコメントがあげられた。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）の改正案について

- 下水道事業は、アップサイドが見込みにくく、誰が運営しても将来の値上げは避けられないため、官民連携の意義もどうしてもわかりにくい。コンセッションのメリットとして、例えば、長期的視点での更新投資を通じたLCC最適化による将来の値上げ幅の抑制等、より直感的にわかりやすい形でメリットを記載できると良い。また、特に事例は関心をもって読まれる部分であるため、例えば、浜松の事例等を題材に、包括的民間委託との違い等をより具体的に示してあげるのも良いのではないか。
- 運営権対価の算定方法・最低価格については、民間が得られるであろうキャッシュフローを現在価値化したものがベースとなる。管理者側で必要となるコストを基準に算出するものであるかのごとく誤って見えないよう、記載に留意すべき。
- 瑕疵担保の期間について、管路施設が業務範囲に入る場合には、より長期の瑕疵担保期間が必要になると考えられる。
- モニタリング費用等、公共が結果的に運営権対価で賄うことになるとしても、それが運営権者の負担すべき性質の費用である等との誤解を招かぬ記載にはいかがか。
- 地域プラットフォームについては、記載するのであれば、不動産有効活用等の文脈のみならず、コンセッション自体の推進や検討を行うために活用できる場である等の打ち出し方にすべきであろう。
- 災害時について、当該都市ではなく、災害応援協定を締結する近隣地方公共団体が被災した場合、運営権者は近隣の災害に対してどのように対応するかについて、整理しておく必要がある。
- 運営権対価は、将来のキャッシュフローより産み出され、運営権者の創意工夫が働くところであるが、地方公共団体はどのように検証するのか？

- 更新投資について、事業期間が長期にわたるため、将来の技術革新もあろうと考えられ、改築更新に係るコストも変動するものと考えられる。ガイドラインに記載した上限金額を定めることについては、どのようにとらえるべきか。
- 利用料金の変動について、使用者の観点からは、利用料金に何が含まれているかが重要であろう。各地方公共団体において、利用料金をどのように設定したのかについて、開示する必要があるのではなかろうか。
- モニタリングについて、外部からの透明性・規律を働かせることが重要との記述があったが、何か変更が生じたのか。
- 外部専門機関についてはモニタリングにおける活用の記載があるが、特に小規模自治体においては、モニタリングのみならず、案件形成、事業可能性調査の段階においても相談相手として外部機関が必要と考えられる。
- 改築更新をコンセッションの業務範囲に含める場合には、従来地方公共団体が競争入札等で価格の妥当性を説明していたところ、運営権者から工事業者への発注は民間契約になるため、会計検査対応を含め、価格の妥当性をどのように説明するのが重要になると考えられる。
- 広域化とは、意思決定の一体化か、窓口の一体化か、どのようなものを想定しているのか。
- 使用者にとってもメリットをわかりやすく記載すべきである。質の高いサービスの提供が謳われているが、これは見えにくい部分であると考えられる。また、使用者にとっての不安は、持続性の確保であろう。
- バックアップサービスの記載について、民間事業者にとっては、非常に負担が大きく、対応できる民間事業者は少ないのではなかろうか。

#### ○ オブザーバーのコメント

- 後段で公営企業会計の適用が現われるが、前段でも公営企業会計について記載すべきであろう。
- 下水道では現在地方公共団体で加入している保険もあるが、コンセッション導入後、どのように取り扱うか、整理が必要と考えられる。
- 地方自治体が締結している災害時の支援協定については、協定が相互支援である点にも留意して、整理が必要であろう。
- 改築更新を業務範囲に含めた場合、調達方法において公共調達に準じた場合には、交付金が交付されると考えられるが、民間の仕様に準じた場合に交付金が交付されるか、整理が必要と考えられる。
- 運営権対価の一括支払いについて、例えば、事業や施設の状況に不明な点が多い場合には、分割も認めるべきではなかろうか。
- モニタリングには自ら行うセルフモニタリング、管理者が行うモニタリング、第三者が行うモニタリングがあり、これらの関係を整理すべきではなかろうか。

- バックアップサービサーを入れるということは、現実的には難しいと考えられる。一方で、事業の継続については、例えば履行保証ボンド等対応可能と考えられる。
- 維持管理・更新工事の他に、企画調整についても運営権の一部であることを記載することを希望する。
- 浜松市の第三者モニタリングを担当しているが、要求水準が性能により規定される中、第三者としてどこまで踏み込んだモニタリングを行うべきであろうか。

以 上